

令和2年5月12日

組 合 員 各 位

厚生労働省認可 環第427号  
全日本ホテル旅館協同組合  
事務局 長 中村克次

放送受信料のご入金期限延長について

○新型コロナウイルス感染症の影響により、受信料に関する追加対応

① NHK受信料ご入金期限の延長について

例) 4月請求(入金期限5月20日) ⇒ 入金期限を9月20日まで延長可

注) 請求書は6月にも送付(入金期限7月20日)されます

その時点で、お支払いが可能であれば、お支払いください(  
お支払いが無い場合、自動的に8月請求に順延されます)

注) 請求書に「自動振替」のスタンプがある場合、自動振替が優先されます  
順延を希望の方は、請求書をすぐに確認して頂き、事務局までメール、  
またはFAX(電話連絡不可)で、振替中止をご連絡ください  
なお、連絡が遅れた場合、自動振替の解除が出来なくなります

最終的に8月請求(9月20日支払期限)にてお支払いして頂く必要が御座います

② 放送受信料の一部免除について

内容 : 免除申請をした月、その翌月の合計2ヶ月の免除

例) 4月から翌年3月までのサイクルの場合

⇒ 6月から翌5月のサイクルに変更(都合 4-5月分免除)

例) 6月から翌年5月までのサイクルの場合

⇒ 8月から翌年7月のサイクルに変更(都合 6-7月分免除)

手続きに必要なもの

○免除申請書 ○持続化給付金給付通知書のコピー

免除申請書および手続き詳細につきましては、NHKのホームページ  
または組合ホームページをご参照ください

申請書類のダウンロードは、「5月18日」から可能になります